

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 4 月 1 3 日提出

長岡地域合併協議会
会長 森 民 夫

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- 1 編入される町村の農業委員会は、長岡市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 農業委員会の委員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用し、次のとおりとする。
 - (1) 編入される町村の農業委員会の選挙による委員のうち、4 0 人に限り、引き続き長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

この場合において、長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任する者は、編入される町村の農業委員会の選挙による委員の互選により定めることとする。
 - (2) 任期は、長岡市の農業委員会の委員の残任期間とする。

- 3 合併後最初に行われる一般選挙からは、農業委員会の選挙による委員の定数を40人とする。また、農業委員会の区域を分け選挙区を設けるものとし、中之島町、越路町、三島町及び小国町は、現在の行政区域を区域とする選挙区を、長岡市と山古志村は2市村を合わせた区域に3選挙区を設置するものとする。

議案第 2 3 号参考資料

1 市町村合併による農業委員数及び任期

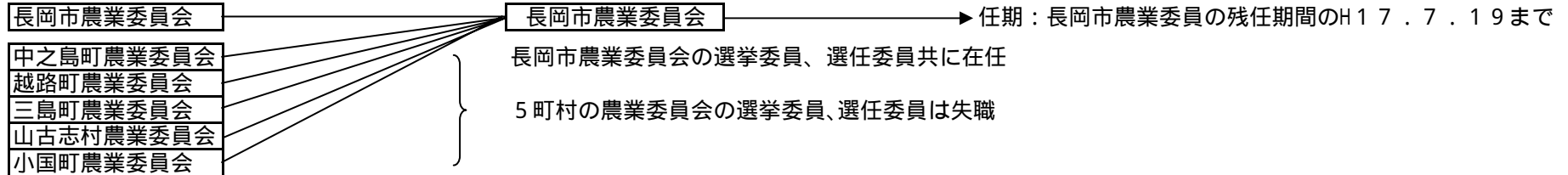
委員会の設置数		1つの農業委員会を設置
法律		農業委員会等に関する法律第3条第1項
合併特例法の適用		市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項及び第2項
委員会の名称		長岡市農業委員会
区域の概要	区域	全市域
	区域面積	52,589ha
	農地面積	11,664ha
	農家戸数	8,490戸
合併特例法適用期間	選挙委員数	68人(長岡市の選挙委員28人+編入された町村の選挙委員で互選による40人)
	選任委員数	8人(長岡市の選任による委員5人+新たに区域内となる農協推薦委員3人)
	委員数計	76人
	任期	合併の日から平成17年7月19日(長岡市の委員の残任期間)
合併後最初に行われる一般選挙から	選挙委員の選挙	任期満了日前30日以内に選挙
	選挙委員数	40人
	選任委員数	10人以内(農協、共済推薦委員5人、市議会推薦委員5人以内を選任)
	委員数計	最大で50人
	任期	平成17年7月20日から3年間
	選挙区	中之島町1、越路町1、三島町1、小国町1及び長岡市と山古志村を合わせた区域で3計7選挙区を設置

2 編入合併に伴う農業委員会の取扱い

市町村合併に伴う農業委員会の取扱いの説明(編入合併)

(番号1) 合併後の新市町村に1つの農業委員会を置く場合(原則)

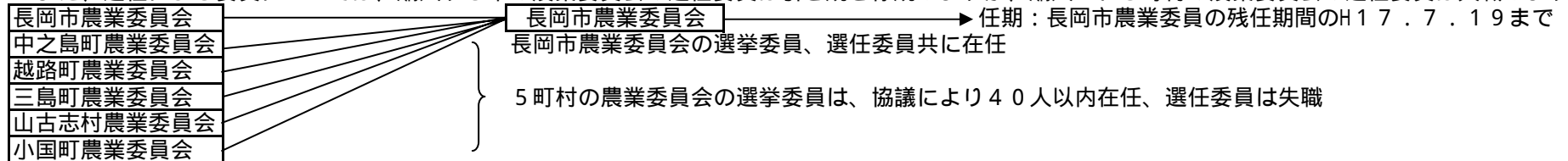
編入される町村の農業委員会は廃止され(したがって、編入される農業委員会の選挙による委員、選任による委員とともに身分を失う)、編入する市町村の農業委員会の1つとなります。(編入する長岡市の農業委員会は、そのまま存続し、選挙による委員、選任による委員の身分もそのまま、従前の委員の残任期間存続します。)



(番号2) 合併後の新市町村に1つの農業委員会を置く場合(合併特例法による特例)

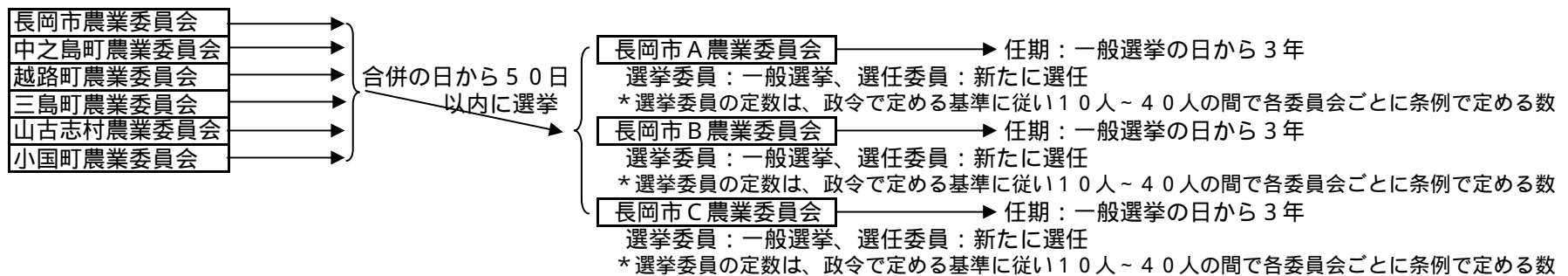
編入する市の農業委員会の選挙による委員の身分はそのまま残任期間まで存続し、編入される町村の農業委員会の選挙による委員であって合併後の新市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、40人以内の範囲で定めた数の者に限り、その編入する合併関係市の農業委員会の選挙による委員の残任期間引き続き在任することができます。(なお、40人を超える場合は、これら関係委員全員の互選により選挙による委員として在任する者を定める。)

また、選任による委員については、編入する市の農業委員会の選任委員は引き続き存続しますが、編入される町村の農業委員会の選任委員は失職します。



(番号3) 合併後の新市に2以上の農業委員会を置く場合(従前の区域と異なった区域ごとに委員会を置く)(原則)

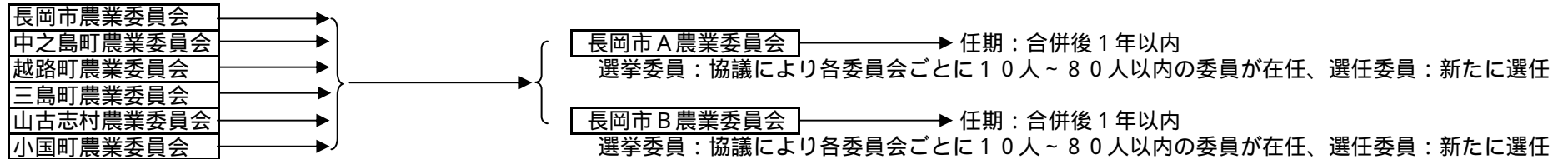
合併後の新市の区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える場合は、新市に2つ以上の農業委員会を設置することができます。この場合、選挙による委員数については、政令で定める基準に従い10人~40人の間で各委員会ごとに条例で定めます。選挙委員の選挙は新市の設置の日から50日以内に、各農業委員会ごとに一般選挙を行わなければなりません。選任委員については、各委員会ごとに合併後速やかに選任します。



新市設置の日から委員の一般選挙までの間は農業委員会が存在しないため、農業委員会業務が執行できない。

(番号4) 合併後の新市に2以上の農業委員会を置く場合(従前の区域と異なった区域ごとに農業委員会を置く)(合併特例法による特例)

合併後の新市の区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える場合は、新市に従前と異なった区域ごとに農業委員会を置くことができ、各農業委員会ごとに選挙による委員の任期等に関する特例があります。この場合、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村(編入した市町村)は、新たに設置された合併市町村とみなされ、合併関係市町村の協議により、選挙による委員は10人~80人以内の範囲で定めた者に限り、合併後1年以内の範囲で定めた期間について、当該農業委員会の選挙による委員として在任することができます。



(番号5) 合併後の新市町村に2以上の農業委員会を置く場合(従前の区域ごとに農業委員会を置く)(農業委員会法による特例)

合併後の新市の区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える場合であって、新市町村に置かれる2つ以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することができます。(選挙による委員及び選任による委員は、身分もそのまま存続し、任期は従前の農業委員会委員の残任期間)



